

令和2年4月14日（火）

生徒・保護者・教職員の皆様へ

学校法人仙台育英学園  
仙台育英学園高等学校  
秀光中等教育学校  
理事長・校長 加藤 雄彦

### 新型コロナウイルス流行に関する本学園の対応【第15報】

#### － 臨時休業期間の延長について －

この度の新型コロナウイルスで感染された方々の一日も早いご快癒とともに、ご無念ながら症状悪化によりお亡くなりになられました方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

宮城県教育長から各県立学校長及び各市町村教育委員会教育長あてに「県立学校では臨時休業を5月6日（水）まで延長するとともに各市町村立学校においても県立学校と同様の対応を行うよう」通知がありました。これを受け、4月13日付で宮城県総務部長より県内感染リスク軽減のために私立学校においても同様の措置を行うよう要請がありました。

これを受け、本学園では「新型コロナウイルス流行に関する本学園の対応【第10報】－学則に基づく臨時休業措置（4月13日～4月26日）について－」で臨時休業期間をお伝えしておりましたが、下記のとおり対応を変更いたします。

つきましては、ご家庭でのご理解とご協力をお願い申し上げます。

#### 記

- ① 秀光中等教育学校学則第9条第3項及び仙台育英学園高等学校学則第8条第3項に基づく臨時休業の期間を 4月13日（月）から5月10日（日）までに変更する。
- ② 4月13日（月）から5月10日（日）の期間中における学習課題の連絡は Classi にて行い、諸連絡は Classi、本学園ホームページにて行う。 緊急連絡は Classi、本学園ホームページ、緊急メールにて行う。
- ③ 4月20日（月）から5月1日（金）の期間、最終学年で次年度以降のカリキュラム調整が困難な第3年次在籍生徒については補習を行う。補習にあたっては、感染予防対策を十分にとり、各学級で10人以下での班を設け、各学級の複数班が同時帯に在籍しないよう配慮する。詳細は各コースより伝達する。
- ④ 引き続き、各コースにおいては第3年次在籍生徒を中心にオンラインでのHR・授業および Classi ・郵送を活用した学習課題を配布する。そのため生徒は自室を教室と捉え、通常の時程を参考に自宅学習を行うよう心がける。詳細は各コースより伝達する。
- ⑤ 教職員は、4月29日（水）、5月4～10日（月～日）を休日および指定年休（7・8日）とする。
- ⑥ 部活動は5月11日（月）から再開できる。ただし、感染拡大警戒地域および感染確認地域から宮城県内に戻ってきた生徒は5月22日（金）まで学園指定の施設で係留措置を実施するとともに、部活動禁止（自主練習は可）とする。
- ⑦ 5月12・13・14日（火・水・木）に第2・3年次在籍生徒の健康診断を行う。

以上